

議案第58号

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童相談部を設置する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

葛飾区組織条例（昭和39年葛飾区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「子育て支援部」を「子育て支援部

児童相談部」に改める。

第2条の表子育て支援部の項各号を次のように改める。

- (1) 子育て支援に関すること（児童相談部に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉に関すること（児童相談部に属するものを除く。）。

第2条の表子育て支援部の項の次に次のように加える。

児童相談部

- (1) 児童相談所に関すること。
- (2) 子ども総合センターに関すること。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。